

施設基準等に係る院内掲示

『 生活習慣病管理料 （Ⅰ）（Ⅱ） 』

当院では、患者様の状態に応じ、２８日以上長期の処方を行うことが可能です。
長期処方対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

『 電子的診療情報連携体制整備加算 』

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算を算定しています。
質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う体制を整備しています。

- 診療報酬明細書のオンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施しています。
- マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに参加しています。

『 協力対象施設入所者入院加算 介護保険施設等連携往診加算 』

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者様の状態の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下のとおりです。

- 特別養護老人ホーム 岩井あすなろ
- 社会福祉法人ふれあい ケアハウス岩井ふれあい

『 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 』

当院では、すべての透析患者様に「血液透析患者における心血管合併症の治療と評価に関するガイドライン」に基づいた下肢末梢動脈疾患のリスク評価を行っています。
専門的な治療体制を有している連携先の医療機関は下記のとおりです。

- 鳥取県立中央病院